

奈良大学大学院研究年報に関する規程

(目的)

第1条 本大学院は、学術研究の推進及び成果の公表を目的として、奈良大学大学院研究年報（以下「研究年報」という。）を発行する。

2 研究年報は、投稿論文及び研究報告等（以下「論文等」という。）を掲載するものとする。

(発行)

第2条 研究年報は、毎年1回の発行を原則とする。

(投稿資格)

第3条 研究年報に論文等を投稿できる者は、次のとおりとする。

(1) 本大学院を担当する教員

(2) 本大学院に在籍する者及び本大学院の課程を修了した者で、大学院担当教員の推薦を受けた者

(3) 編集委員会が特に認めた者

(編集委員会)

第4条 研究年報を編集するため、編集委員会を置く。

2 編集委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) 各専攻により選出された各1人の教員

(2) 各専攻により選出された各1人の院生

3 編集委員会には委員長を置く。委員長は、前項第1号委員の互選により定める。

4 委員の任期は、1年とし再任を妨げない。

(掲載の採否)

第5条 投稿された論文等の掲載の採否は、編集委員会の査読に基づき決定する。

(募集)

第6条 編集委員会は、投稿要領に基づき論文等を募集しなければならない。

2 投稿要領は、別に定める。

(事務)

第7条 研究年報の発行にかかる事務は、総合研究所・大学院事務室が行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月30日から施行する。

『奈良大学大学院研究年報』第26号の投稿要領

1. 『奈良大学大学院研究年報』に投稿できるものは、本学の大学院を担当する教員（名誉教授、元本学専任教員を含む）、大学院在学学生・修了生・研究生および研究員とする。なお、大学院在学学生・修了生・研究生および研究員（日本学術振興会）は、大学院担当教員の承諾を得ること。
2. 投稿は、未発表のオリジナル原稿（一人一篇）に限るものとし、原稿の種類は次のいずれかとする。
 - ・論文
 - ・研究ノート
 - ・資料紹介
 - ・調査報告
3. 投稿予定者は、7月15日（水）までに「奈良大学大学院研究年報投稿申込票」に必要事項を記入して申し込むこと。また、原稿は、9月16日（水）までに「奈良大学大学院研究年報提出票」に記入して原稿と一緒に提出すること。いずれも締切日厳守のこと。ただし、大学院在学学生・修了生・研究生および研究員は、申込・原稿提出時に大学院担当教員の承認を得ること。
4. 原稿は完全原稿で、校正は「誤植」の訂正にとどめ、組み替えはできない。
5. 原稿は、和文または外国文とし、和文のものは外国文の表題を付けること。さらに、原則として、和文の要旨（約400字以内）と外国文の Summary（約250語以内）を付け、日本語と外国語のキーワードをそれぞれ3～5つ付けること。
6. 原稿の様式は、次のとおりとする。
 - 1) 原稿は、和文・外国文に限らず、ワープロとし、打ち出しと電子媒体の両方を提出すること。
 - 2) 図、グラフおよび写真は本文と別紙とし、本文に挿入箇所・大きさを明記すること。また、提出の際は、打ち出しと電子媒体の両方を提出すること。なお、掲載許可が必要な場合は、投稿者が自らの責任において、日本における慣行に配慮しつつ、しかるべき手続きを済ませて提出すること。
 - 3) 「注」および「参考文献」等は、最後に付けること。
 - 4) 原稿様式の細目は、別紙のとおり。※ 提出された原稿において、原稿様式の細目どおりに作成されていないものについては、奈良大学大学院研究年報編集委員会にて統一する。
7. 原稿の作成および枚数については、次の事項に従って作成すること。
 - ※ 提出票の論文完成枚数については、注、図表、写真、Summaryを含んだ刷上りの枚数を記入すること。
 - 図表・写真等は、1点400字換算で、規程枚数に収めること。大きく扱う場合は必要なスペースに応じて換算すること。
 - 1) 和文の場合
 - 縦書・横書とも、24,000文字以内（注、図表、写真、Summary等含む）。
 - 【原稿作成時のページ設定】
 - ① 横書きの場合・・・43文字、37行、1段組（1ページの文字数 1,591文字）
 - ② 縦書きの場合・・・31文字、22行、2段組（1ページの文字数 1,364文字）
 - 2) 外国文の場合
 - A 4判 26行（65ストローク、ダブル・スペース）30枚以内（注、図表、写真、Summary等含む）。
 - 【原稿作成時のページ設定】
 - 88文字、37行、1段組
 - 3) 上記の字数を超えるものについては、奈良大学大学院研究年報編集委員会において担当教員および執筆者と協議の上で、分割掲載または規定枚数内への書き改めを要請することがある。
8. 抜刷は、50部までを無料で提供する。それ以上の抜刷を必要とする場合は、執筆者の負担とし、原稿提出時に、「奈良大学大学院研究年報提出票」に必要部数を記入して、原稿と一緒に提出すること。
9. 『奈良大学大学院研究年報』に掲載された論文・抄録等の著作権は、奈良大学に帰属する。この著作権譲渡は、「奈良大学リポジトリ」としてインターネット公開をすることが目的であり、著者が著者自身の研究活動に使用する際は、許可なく使用することができる。写真等の掲載がインターネット公開で不都合が生じる場合は、その旨を申し出ること。
なお、「奈良大学リポジトリ」とは、本学において作成された教育・研究活動成果並びに出版物等を電子的に収集・蓄積・保存し、学内外に電子的手段により無償で発信・提供することをいう。

別紙「原稿様式の細目」および「記入例」を参照して、原稿を作成すること。

大学院研究年報用 原稿様式の細目

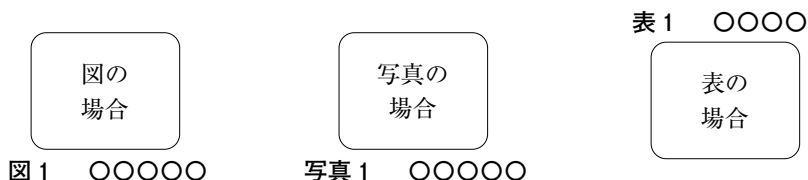
○ 原稿

1. 原稿は、和文または外国文のいずれかで作成し、電子化様式のワープロソフト（MS-Word、一太郎等）で作成した電子データと印刷したものを指定日までに提出すること。また、投稿された原稿は、掲載の可否にかかわらず原則として返却しない。
2. 図、グラフおよび写真は別紙とし、本文に挿入箇所・大きさを明記すること。また、提出の際は、電子データと印刷したものを提出すること。
3. 投稿した論文において引用したデータ、図および写真等の著作権については、「奈良大学リポジトリ」にも公開するので、執筆者において二次利用も含めて著作権所有者や出版社等の許諾の手続を書面にて（様式自由）済ませておくこと。また、投稿時に許諾の書面のコピーを提出すること。万が一、著作権に関し問題が生じた場合は、執筆者の責任において処理すること。
4. 枚数・ページ設定は『奈良大学大学院研究年報』第26号 投稿要領のとおりとし、原稿の作成については次の執筆の手引きと別紙「記入例」を参照すること。

○ 執筆の手引き

1. 論文は、「表題」、「著者名」、「所属」を記し、「外国文の表題」、「外国文の著者名」を付けること。
2. 原稿は、「本文（概要または要約を含む）」、「注」、「引用文献」、「参考文献」、「図」、「表」、「写真」の順に揃えて提出すること。さらに、日本語の論文は「Summary」を、外国語の論文は日本語の「要旨」を別に作成して、論文と一緒に提出すること。
3. 「要旨」および「Summary」には、キーワードをそれぞれ3～5つ付けること。
【和文要旨の場合】 キーワード : ○○○○、 ○○○○、 ○○○○
【Summary の場合】 key words : ○○○○, ○○○○, ○○○○
4. 本文の章わけは、大項目より小項目への順序は次のとおりとする。
【縦書きの場合】 漢数字の 一 二 三 ……
【横書きの場合】 ローマ数字の I II III ……
5. 「引用文献」「参考文献」「文献」「注」などの表記方法は、それぞれの分野の関連所属学会の執筆要項を参照して記載するものとする。なお、大学院生で所属学会がない場合は、指導教員と相談して参照すべき学会の執筆要項を決定すること。
6. 図、表、写真等は、それぞれに一連の番号を付け、さらに題名（キャプション）を付け、番号および題名は、図・写真の場合は図・写真の下、表の場合は表の上につけること。

〔例〕



7. 「謝辞」が必要な場合は、「本文」と「参考文献」の間に記載すること。
8. ランニングタイトル（各ページ上のタイトル）は、執筆者名を含めて、和文35字以内、外国文12語以内とする。

以上

奈良大学大学院研究年報査読要領（基準）

（査読制度の目的）

第1条 奈良大学大学院研究年報（以下、「年報」という。）が、学術研究の発展に寄与しうるよう、その質的な維持と向上を図ることを目的として、査読制度を設ける。

（査読者）

第2条 編集年報編集委員会（以下、「編集委員会」という。）は、投稿された原稿と同一もしくは近接する研究領域を専攻する2名の査読者を選出し、査読を行うものとする。ただし、学内から査読者が得られないときは、学外者を選任・委嘱することができる。

2 査読者は匿名とし、公表しない。

（査読基準）

第3条 査読者は、提出された原稿の内容と形式から次のような判定を行う。

A：修正なしで受理できる。

B：一部修正のうえ受理できる。

C：大幅な修正のうえ再度査読を要する。

D：不相当である。

2 BもしくはC判定の通知を受けた執筆者は、編集委員会が定める期間内に修正を行い、原稿を再提出するものとする。

（査読結果の報告）

第4条 査読者は、編集委員会に文書をもって査読結果を報告する。

2 査読者は、DもしくはBまたはCと判定する場合は、編集委員会にその理由を付して報告する。

（採否）

第5条 編集委員会は、査読者の報告を受けて審議を行い、当該原稿の採否を決定する。

2 BまたはC判定を受けた執筆者が修正原稿を再提出した場合、編集委員会は修正内容を確認したのち再度判定を行う。

3 査読者の評価において、D判定を受けた原稿は不採用とする。

4 編集委員会は、審議結果を速やかに執筆者に通知する。

（異議申立・再査定）

第6条 論文等が不採用とされた執筆者は、査読結果に不服がある場合、編集委員会に理由書を付して再査読を要求することができる。

2 編集委員会は、前項の要求を適切と認めた場合、速やかに前回と異なる査読者を選定し、再査読を実施する。

3 再査読の手続きとその結果報告は、査読手続きに準じて行うものとする。

（その他）

第7条 この要領に定めのない事項に関しては、その都度編集委員会の議を経て決定する。